都市計画法の開発許可を受けられた方へ

~着手から完了までの注意事項~

(施工をされる方にも必ず説明をしてお渡しください)

- 1. 開発許可に係る工事に着手したら速やかに「開発行為着手届」を提出して下さい。
- 2. 許可の設計の内容の変更をしようとする場合は事前に相談の上、<u>該当箇所着手前に</u>所定 の手続きを行って下さい。
- 3. 建築物の完了検査申請書を提出する前(遅くとも同時)に開発の「**工事完了届出書**」を提出して下さい。
- 4. 工事完了届出書を提出する際には、工事写真(現場目視による検査ができない部分、例 えば各擁壁の砕石、均しコンクリート、基礎、根入深、底板長、鉄筋の配筋等の各部分 の寸法や状況が明確に分かるもの)、土地利用計画図も併せて提出して下さい。また、 公共施設の新設がある場合の工事写真は、市発注工事に準じたものを提出して下さい。
- 5. 開発区域の境界杭は、検査時に確認できるようにしておいて下さい。
- 6. 予定建築物の用途が宅地分譲・分譲住宅等である場合は、「確定測量図」を提出して下さい。また開発許可による帰属道路がある場合は、工事完了届出書提出時に検査用書類 (別紙「開発許可による帰属道路がある場合の検査用書類」を参照)を必要部数提出して下さい。
- 7. 開発行為により帰属する公共施設がある場合は、担当部局(建設管理課)に手続き方法を ご確認下さい(検査済証の交付を受ける前に登記原因証明情報及び承諾書等の提出が必 要となります)。
- 8. 予定建築物の用途が宅地分譲・分譲住宅等である場合は、宅地購入者に建築確認申請の際に必要となる「開発許可書の表紙のコピー」、「土地利用計画図」及び「検査済証のコピー」を配布して下さい。

※工事写真が不足しており、施工内容が明確でない場合は検査済証の発行ができません ので注意して下さい。

一宮市建築部建築指導課開発審査グループTEL (0586) -28-8646FAX (0586) -73-9215